

	新潟市教育委員会 平成20年 7月 定例会会議録			
日 時	平成20年 7月22日 (火) 午前9時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長	欠席委員		
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (20名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	市 橋 浩	保 健 給 食 課 長	和 田 圭 央
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	生 涯 学 習 課 長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	逢 坂 健 太 郎
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 敏 江
	事 務 局 参 事	大 科 俊 夫	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	中 央 図 書 館 長	八 木 秀 夫	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	梅 津 玲 子
	生 涯 学 習 セ ン タ ー 次 長	近 藤 敬	中 央 図 書 館 課 長 企 画 管 理 課 長	渡 辺 光 代
	教 育 総 務 課 長	川 瀬 正 之	学 務 課 長	朝 妻 厚 雄
	施 設 課 長	神 田 健 一	教 育 総 務 課 長 補 佐	和 田 明 彦
	教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	岩 本 正 雄	教 育 総 務 課 主 査	杉 本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午前 9時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (3件)	議案番号	件 名
	議案第15号	職員の人事措置について
	議案第16号	平成21年度に小学校及び小・中学校特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択について
	議案第17号	平成21年度に市立高等学校で使用する教科用図書の採択について
報告 (7件)	記 号	件 名
		新潟市教育ビジョン 平成19年度施策評価の報告について
		人権教育推進のための調査研究事業について
		新潟市教員採用の状況について
		横浜市・新潟市教員人事交流計画について
		小中一貫校検討会中間報告
		正当な理由なく就学させない保護者への対応について
		「(仮称)新潟市子どもの読書活動推進計画」の策定について
その他 ( 件)	記 号	件 名

## 第1 開会宣言

○委員長 午前9時半開会を宣言する。

○教育総務課長 案件の追加及び配布資料の差替えをお願いします。報告案件について、教職員課より「新潟市教員採用の状況について」を急遽追加いたします。また、それに伴って議事日程を差替えてください。

## 第2 会議録署名委員の指名

○委員長 佐藤委員，高山委員 両委員を指名。

## 第3 付議事件

○委員長 特別支援学校で使用する教科用図書の採択についてですが、学校支援課長をお願いします。

○学校支援課長 それでは、平成21年度使用教科用図書につきまして、小学校用、小・中学校特別支援学級用及び特別支援学校用ともに5月の教育委員会の諮問を受けて、専門調査員の調査研究をもとにした教科用図書選定委員会での審議を経て、ここに答申をいたします。答申につきましては資料1の答申書にございます。

それにつきましては、そのところの記1から4の観点に基づき慎重に審議した結果、ここに記載してある教科用図書が適当であるとの結論に達しました。これにつきましては、資料2「答申された専門調査員研究報告書」により順次説明いたします。

はじめに、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書についてであります。これにつきましては1ページから5ページがそのところでございます。

それではこの一般図書推薦の観点でございますが、A・B・Cの3段階の難易度が児童生徒の実態に適合しているということで、Aにつきましては「話し言葉をもたないが、物事への興味や関心が出始め、簡単な弁別が可能な段階」、Bにつきましては「話し言葉をもち、文字の読み書きに興味を持ちはじめ、物事の簡単な因果関係が分かる段階」、Cにつきましては「簡単な読み書きは可能であるが、文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書では学習が困難な段階」というようなことで、A・B・Cの三つの段階で子供たちの実態に適合しているというこ

とで推薦ということでございます。

また、前年度まで使用されていたものの中で、適切と思われるもの。内容が具体的で児童生徒にとって身近なものであり、興味・関心を示すと思われるもの。一つの教科で使用されるだけでなく、学習活動全般に活用できるとと思われるもの。装丁がしっかりしており、文字や絵・写真・図等が鮮明であるものというようなことで、2ページから5ページに掲げてございます推薦図書ということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

お聞きのとおりですが、特別支援学級用・特別支援学校用、それぞれ小学校・中学校の選定された図書が提示されております。A・B・Cの3段階、障がいの程度に応じられるようにということでこのようになっていると。なお、前年度までに使用されたものも中に含まれているというお話です。専門調査会の方の調査研究により以上になっておりますが、何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

特別支援教育については、前年度のものも含まれていると思いますが、毎年選定されているわけですね。

○学校支援課長

そうでございます。

○委員長

それは子供たちの障がいの程度が変わるからですからということでもないですか。

○学校支援課長

新しい図書等が出てまいりますし、子供たちの実態に応じながらも、毎年見ていこうということで、毎年行われております。

○委員長

特別支援教育では、一人ひとりの教育課程を作る、教育計画を作ることが非常に大事だと書いておりますが、そういう意味でも毎年教科書を選定されるということになるのでしょうか。

○学校支援課長

はい、そういうことです。

○小池委員

是非、生徒に接している現場の先生方のご意見はきちんと出ていたと思いますので、よかったと思います。

○委員長

専門調査員、現場の先生方に中心になっているわけですが、尊重すべきだというご意見ですね。皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではここに記載されているとおりに採択いたします。

○学校支援課長

続きまして、小学校で使用する教科用図書についてであります。平成21年度使用小学校教科用図書につきましては、はじめに2点について説明させていただきます。

1点目は、新たに文部科学大臣の検定を得た教科用図書はないということでございます。教科書会社が発行する教科用図書

は前回の平成 16 年度と変わっておりません。今回の採択は現行の学習指導要領に基づいて行うということでございます。

2 点目は小学校の場合、新学習指導要領による新教育課程の完全実施が平成 23 年度からでありますので、今回の採択教科用図書は平成 21 年度と平成 22 年度の 2 年間の使用であるということでございます。新潟市の採択の基本方針の下、諮問の基準により選定委員会が選定作業を行い、今回の答申に至ったわけでございますが、その際、専門調査員の調査研究資料はもちろん県の調査資料、また各学校の研究報告や新潟教科センターに寄せられた意見書等を参考にして、十分に審議いたしました。

それでは国語について説明させていただきます。これにつきましては 7 ページから 10 ページにかけてでございます。

では 7 ページをご覧いただきたいと思えます。次のような観点で教科書の研究をしたということでございます。

1 点目は新潟市小学校の「国語」指導における課題・重点等からということで、特に最重要課題として「基礎的・基本的な内容の確実な定着」ということ、「子供の関心・意欲を引き出しながら、一人一人にその技能を培っていく」ということが課題になっているということでございます。また、自ら学び、自ら考える力の育成も求められているというようなことから、一人ひとりの意欲的な学習を促すとともに、思考力・判断力・表現力等を伸ばし、子供自らの学びが成立するような学習過程を工夫していくということを考えていく必要があるということでございます。

発展的なものがどうなっているのか、資料・その他がどうなっているのか、全体的な特徴というようなことから 8 ページの東書、9 ページの教出、10 ページの光村の 3 点について答申されたということでございます。よろしくご審議いただきたいと思えます。

○委員長

今ほどお話がございましたように、国語の教科書の選定の観点をお話しいただいて、新潟市の課題を説明していただきました。国語についていかがでしょうか。

○高山委員

国語以外全体について私のご意見を申し上げたいのです。今回の採用にあたっては平成 21 年度と平成 22 年度の 2 年間使用するということですが、今、課長から説明がありましたように小学校の教科書で新しくなったものはない、現行の指導要領の改定は行われないうことから、平成 17 年度から使用している教科用図書につきましては、我々教育委員会で平成 16

年度に協議検討した結果を尊重しまして、原則として現場からの異論とか、特別な事由がない限り、現在使用している教科書をそのまま採用するという方針でいけばどうかと、一つの提案でございます。その点いかがですか。

○委員長

その件について、委員の皆さんいかがでしょうか。教科書が変わっていないと、平成16年に審議をして、現行のものでやってきたと。現場の方で特別な意見がなければ平成16年度採用、平成16年度に話し合ったことを大事にしていきたいというお考えですが、委員の皆さんそれはいかがでございましょうか。

○佐藤委員

現場の意見が一番大切だと思うのです。その現場での意見というのは具体的な聞き取り調査といたしますか、もちろん選定員の皆さんというのは、どういうプロセスを経てこのように選定をして、平成16年、平成17年度使用教科書で問題がないという結果に至ったのかというプロセスをご説明していただいて、そのプロセスに問題がなければ尊重したいと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○委員長

ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。現場の意見、特別にきちんとした手順を踏んで集約されているならば問題ないのではないかというお考えですが、小池委員いかがですか。

○小池委員

私は高山委員の意見に賛成です。それで今回、推薦されてきた教科書、すべての教科の中で、特に現在使われている教科書も入っていますので、多分その教科ごとの選定のときに、現在使われている教科書について、何か現場から意見があったかどうか。それをどのように把握したかを説明していただければ、現場から現在使っている教科書について変えてほしいという意見が寄せられているということになれば、同じものを使うということでもいいかと思えます。

○佐藤教育長

基本的に賛成なのですが、保護者の方からどういう意見が出てくるかという辺りも気になります。

○田中委員

私は、先ほど小池委員や佐藤委員が言ったとおり、現場で問題がなければ今までのもので結構だと思います。

○委員長

では最初に選定委員の方がどのように選ばれて、前にもこの会議でかかって決まったわけですが、調査研究員はどういう立場の人たちが選ばれているかお話ししていただいて、二つ目にアンケートを取っているはずですので、あるいは教科書センターに意見が寄せられているはずですので、その反応についてお話ししていただけますか。そして今、この国語について問題が指摘されているかどうか再度お話していただけるとありがたいので

すが。

○学校支援課長

専門調査員につきましては、各教科の専門性のある学校の先生方を中心にしながら専門調査員の選定をしていただきました。それぞれの教科にかなり造詣の深い方ということでございます。

現場の方からの声というようなことですが、合計で104校から回答がございましたけれども、特に現在の教科書を使って不都合があるといったようなものについてはございませんでした。

教科書センターに寄せられた意見書ということでございますが、これにつきましても、意見書の中で現在使っている教科書について都合が悪いといったようなものはございませんでした。

なお、保護者というような形になるかどうかわかりませんが、教科書センターの方に市民の閲覧者の数が13名という数になっております。

○委員長

その方からは何か現行の教科書の問題点みたいなものは、特にありませんでしたか。

○学校支援課長

ございません。

○委員長

そういうことを専門調査員には示しているわけですね。アンケートや各学校の回答については、あるいは市民の方の回答については、専門調査員には示しているわけですね。

○学校支援課長

選定委員会の中で報告してございます。

○委員長

そうすると国語はどの会社で、全教科問題なかったというのですが。

○高山委員

国語については、今使用している教科書は光村のほうです。これについて前回出ました意見をまとめてみますと、非常にバランスがよいと。子供の学習を重視した、例えば「言葉の森」というようなコラムが設けられています。いわゆる読むことに関する単元の充実がなされている。また、教科書の題材も今日的な新しさがあるということで、他の教科書よりも優れているのではないかという意見が大勢で、結局光村にしたということですので、それは今も変わらないということです。したがって光村でいいのではないかと思います。

○委員長

現行が光村であると、それが選定されたときのことをまとめてお話いただきました。光村を採択するということですのでよろしいでしょうか。では、国語については光村でいきます。

書写について、説明をお願いします。

○学校支援課長

書写につきましては11ページから14ページまででございます。では、11ページをお願いいたします。

研究の観点というようなことで、三つの観点から選定していただきました。

1点目が新潟市小学校の「書写」指導における課題・重点等からというようなことで、この書写指導につきましても「基礎的・基本的な内容の確実な定着」が最重要課題でございます。特に小学校段階では正しい筆順や文字の形など書写指導にかかわる基礎的・基本的な内容について十分に指導する必要があるという観点でございます。

二つ目が資料・その他ということ、三つ目が全体的な特徴ということから、12ページの東書、13ページの学図、そして14ページの光村の3点が答申が出されているところです。よろしく願います。

○委員長

現行のものは学図であると、これはよろしいですね。今、そういう説明があったのですがいかがでしょうか。基礎的・基本的な内容の確実な定着ということをして学図が選ばれてきているということですが、これについて何かご意見ございますか。

○高山委員

今、基礎が大切ということで、学校図書の優れた点としては入門のところを大切にするということ、「ほね書き」、「かご書き」というのでしょうか、そういうものも取り入れているということ。装丁が大変すっきりしていて美しいといったような理由で、この学校図書を選んだということでございますので、私はこれで問題ないと思います。

○委員長

ほかにご意見ございませんか。

「ほね書き」、「かご書き」は前回初めて聞いた言葉で「ええ」なんて思っていました、なぞるというのでしょうか、なぞる活動を非常に大事にしている。文字を書くときに特にはじめの場合にはなぞるということが大切だという話も出たかと思えます。

それでは、書写については学図を採択することよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは次にまいります。社会科の説明をお願いいたします。

○学校支援課長

社会科につきましては15ページから18ページでございます。それでは15ページをお願いいたします。教科書研究の観点というようなことで、新潟市の社会科教育の課題ということで、「学力実態調査」と普段の学習の様子から、各学校の社会科学習の課題や重点からというようなことで、次のような六つの研究の



観点で進めてまいりました。

一つ目が単元の構成や配列の特徴について、二つ目が教材の選択について、三つ目が単元の内容構成について、四つ目が記述の仕方や資料の扱い方について、五つ目が「発展学習」の扱い方について、六つ目が全体的な特徴からということでございます。16 ページが東書、17 ページが大書、18 ページが教出という3種類が答申されたということでございます。

○委員長

現在使用の教科書は教出のものを使っております。それではいかがでしょうか。ご意見等ございませんか。

○高山委員

この教育図書につきましては「学びの手引き」というものがあるのですが、これが大変に分かりやすいということ。この教科書の決め手になったのは、米づくりの紹介なのです。東京書籍では庄内平野を取り上げている、大阪書籍ではあきたこまちを取り上げている、教育出版は新潟県の六日町の米づくりを大変しっかりと伝えてくれているということで、当然これは教育出版だという意見が大勢を占め、これに決まったという次第です。やはり米どころ新潟としては、自分のところの県の米づくりが紹介されているということは大変有用である、学習意欲を高めるであろうということで、この教科書に決まったわけですが、今も同じだと思います。

○委員長

南魚沼市の稲作が中心になって農業が展開されていると、是非生かしていきたいという考えですから、そのほか雪の十日町ですか、何かいくつか新潟県を教材かしているものがあつたかと思しますので、そういう意味で新潟県には馴染みが深いのでしょうか。そういう教科書だと思います。

それではよろしいでしょうか。ありがとうございました。では、社会科は教育出版ということでお願いします。

次、地図になりますが、お願いします。

○学校支援課長

よろしくお願ひいたします。地図につきましては19ページから21ページにかけてでございます。研究の観点ということで、新潟市の社会科教育、地図の課題ということで、地図に関して次のような実態であるということで、ア・イ・ウの実態でございます。

全体として一度だけの取立指導でなく、年間を通して他の単元においても積極的に地図帳を活用し、何度も繰り返し指導することが重要であるということ。部分図を使った学習が多いということから、地図全体の活用力が弱くなっているという状況がございます。教室に日本地図を常掲するなどの環境づくりが

必要であるといった課題が出ているということから、研究の観点として単元の構成や配列と重点の置き方、二つ目が単元の内容構成、三つ目が資料・その他、四つ目が全体的な特徴からということで、これにつきましては見本が送付されてきた2種類ということで、20 ページが東書、21 ページが帝国ということで2種類を答申ということでよろしくをお願いします。

○委員長

現在、帝国書院の地図が使われているわけですが、いかがでしょうか。

○高山委員

21 ページの特徴のところの「○」の三つ目に書いてあるのですが、これがやはり大きな要因になったと思います。新潟県の扱いがほかの社の地図ですと「中部地方」と扱われたり、「東北地方」に扱われたりして、まともにきちんと新潟県が載っている地図帳が少ないということで、この帝国書院のものは2ページにわたってきちんと新潟県を取り扱ってくれているということです。それが大きな理由だったわけです。

さらに今回、21 ページの(3)資料・その他のところに、より新しい統計資料を扱っているということです。2007年という昨年の数字を扱って教科書に擦り込んであるという努力は大変に大きなものがあると思います。私はこの帝国書院がいいのではないかと思います。

○委員長

新潟県の地図が一番大きくてきれいに載っているということが一点と、資料が最新のものを活用しているということですが、資料は最新のもの、地図は社会科の基本的な資料になりますので、大変大事なことなわけですが、帝国書院はそうなっているということです。よろしいでしょうか。

併せて新潟県を使って地図の見方を帝国書院の地図帳は指導しているということで、大変ありがたい話です。子どもたちは身近に感じることができる。そのわりに日本全体がよく分からないと、先ほど課長の説明でしたが、少し脱線しますが、各教室に、特に4・5・6年生、日本全図が貼っていないのですか。あまり貼っていないのですか。

○佐藤委員

関連で世界地図はどうですか。

○学校支援課長

日本は貼ってあるようでございます。世界地図については、また学校によってだと思います。

○佐藤委員

できれば二つは常掲するのが一番いいと思います。

○委員長

6年生になると世界も取り上げるわけですので、是非あってほしいなど。私の現場のときの研究教科は社会科でしたから。

それでは地図については帝国書院のものを採択するというこ

とでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは算数にまいります。お願いします。

○学校支援課長

算数につきましては3点から選んできたところがございます。1点目が、新潟市小学校「算数」指導における課題・重点ということで、課題・重点を三つにまとめてございます。1点目が意欲的に学ぶということ、2点目が基礎・基本の確実な定着ということ、3点目が主体的に学ぶための問題解決的な指導の工夫ということでございます。

二つ目がその他ということで、入門期への配慮あるいは記述・表現ということ。

そして3点目が全体的な特徴ということで、23ページの東書、24ページの大日本、25ページの学図の3種類が答申されました。よろしくお願いします。

○委員長

現在、使用されているのは学図であります。それではご意見・ご質問等ありませんか。

○高山委員

前回もそうだったのですが、25ページのところを読みますと、やはり「ていねい」という文字が2回ばかり出てくるのです。要するに全体的に「ていねいな扱いになっている」ということ。

ほかの教科書に比べてページ数が多い。その「ていねいな結果」だろうと思います。

教材の提供が分かりやすい、そして親しみやすいという点で、学校図書が優れているということで、こういう形でよろしいのではないかと思います。

○委員長

ほかにご覧いませんか。学図のものは思い出してみようということ非常に大事にしておりますよね。算数の一番の基本は既習経験を生かして新しい問題を解決していく。私は算数をあまり研究したことはないのですが、多分そうだろうと思います。その既習経験というのは何かということを系統的教科書では示しているようで、またそれをずっと追いかけているのでしょうか、そういう場面が多いような感じがいたしますが、大事なことだろうと思います。学校図書でよろしいでしょうか。それでは学図を採択いたします。

続いて理科に入ります。

○学校支援課長

理科につきましては26ページから29ページにかけてでございます。26ページのところでお願いいたします。教科書研究の観点につきましては2点からということで、1点目が新潟市小学校の理科指導における課題・重点等ということで、これにつきましては二つでございます。

1点目が、見通しをもって観察・実験を行うと、そして互いの考えを検討し、問題解決する力を育てるということ。2点目が、基礎的、基本的な学習内容の確実な定着を図るということです。

研究の観点の二つ目が、この課題・重点等からみた全体的な特徴ということでございます。

27 ページ東書、28 ページ大日本、29 ページ学図の以上3点が答申されました。

○委員長

学図が現在使われている教科書になっていますが、ご意見いかがでしょうか。

○高山委員

これについては学校図書です。地域性に併せやすいという意見がありました。新潟県の自然事象をたくさん取り入れて、学習意欲を高めるのに役立つ。これは29ページの全体的な特徴の一番下の「○」にも書いてあります。子供にとって身近な県内各地の様子が資料として多く取り上げられており、学習意欲を高める上で効果的である。このとおりであります。

問題解決的な学習過程を大切にしているということ。観察についても丁寧に扱っているということで、学校図書を推薦したいと思います。

○委員長

学校図書29ページ下段に全体的な特徴に書かれているように、単元が組みやすい、あるいは新潟県の事例をたくさん取り上げている。問題解決的なものが見やすいとお話ですがいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは学校図書を採択します。

続いて生活に入ります。

○学校支援課長

生活につきましては30ページから33ページにかけてでございます。研究の観点につきましては3点からということで、1点目が「生活」指導における課題・重点等からということで、これは三つについてということでございます。

1点目が意欲を引き出すこと。知的な気づきを自覚させること。三つ目が、人、社会、自然に繰り返しかわり、地域への愛着を深めるという三つが課題重点ということでございます。

その他ということで、資料の扱い方と記述の仕方について、そして三つ目が全体的な特徴ということで、31ページの学図、32ページの教出、33ページの啓林館の3種類を答申するというところでございます。

○委員長

教育出版が現行の教科書であるということですがいかがでしょうか。

○高山委員

この点については、生活科というのは一つの目的として、ほかの教科へのつながりが求められているということが前回のお話の中にも出てまいりまして、その点については 32 ページの(2)－②記述の仕方のところ、『はってん』コーナーで、理科や社会につながる発展的課題を提示していくということで、他教科へのつながりで揃えているので、教育出版がいいのではないかということになっております。

○委員長

ありがとうございました。その他特色のあるものでは、上下巻に分かれているけれども、上巻が薄くて下巻の内容がたくさん入っていると。年間指導計画を組み立てやすいと、内容的にいうと組み立てやすいと一番上に書いてありますが、あるいは町全体の様子や一本の木を春夏秋冬で掲載している。これも大半を占めるていねいな作りになっているなと思っております。

それでは教育出版でよろしいでしょうか。教育出版を採択します。

続いて音楽です。

○学校支援課長

音楽につきましては 34 ページから 36 ページにかけてでございます。研究の観点につきましては 3 点ということで、1 点目が「音楽」指導における課題・重点等からということで、特に一人一人の意欲的な学習を促し、自ら学び、自ら考える力を育てることが大切であるということでございます。特に音楽に対する自分の思いをもち、自己の表現意図をもって表現する力を育てることが音楽の指導において求められているということでございます。

ここの下から 3 行目のところからございますように、指導する教師側から見ると、かつてのように各学校に音楽専科がいなくなり、学級担任が音楽の授業を担当しているという実態がございます。

その他として入門期への配慮、記述・表現。

そして三つ目が全体的な特徴ということで、この三つの観点から 35 ページの教出、36 ページの教芸の 2 点が答申されました。よろしく申し上げます。

○委員長

音楽は教芸が現行のものでございます。いかがでしょうか。

○高山委員

教育芸術社の教科書ということでもあります。36 ページの下の方、全体的な特徴二つ目の「○」ですが、児童が自分のよさを生かして主体的に取り組むことができるように、学習のねらいや音楽活動が分かりやすく提示されているということで、前回のときにも学習のねらいが子供に大変分かりやすいということ

が挙げられました。

音符などの表記が大変大きくて、子供たちにとって見やすいという点も評価されております。私はこの教育芸術社のものではないかと思えます。

○委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか。教育芸術社の本を採択するという事でよろしいですか。そのようにいたします。

続いて図画工作をお願いします。

○学校支援課長

37 ページから 39 ページでございます。37 ページは研究の観点として2点ということでございます。1点目が「図画工作」指導における課題・重点等からということで、その二つを挙げております。

1点目が自分なりの思いや願いをもち、進んで造形的な創造活動を楽しむ子どもの育成。2点目が、子どもの主体的な表現活動を支援するとともに、表現過程での気づきを大切にした指導の展開でございます。

全体的な特徴、以上2点の観点から 38 ページの開隆堂、39 ページの日文の2種類が答申されました。よろしく願います。

○委員長

現在は日本文教を使っているということですがいかがでしょうか。

○高山委員

日本文教社がいいということにしたいと思えます。39 ページの一番下なのですが、全題材に満足度、達成度を表示できる「学びマーク」というものがあって、活動の振り返りとして利用できるようになっている。このマークを使って図工の大事なポイントを示しているということが評価されております。

技法的に子どもの発達段階から見て無理がなく妥当だという意見がありました。これについては、39 ページの下の方の(1)ー③イ、児童の発達段階に合わせて無理なく活用できるような技法が紹介されているということが評価されまして、日本文教社に決まりました。私、これには異論ありません。

○委員長

現行使っている日本文教社で採択するというご意見ですがよろしいでしょうか。それでは図画工作については、日本文教社のものを採択するという事でお願いします。

続いて、家庭をお願いします。

○学校支援課長

よろしく願います。

家庭につきましては 40 ページから 42 ページにかけてでございます。教科書研究の観点につきましては、3点ということでございます。1点目が「家庭」指導における課題・重点等から

ということで、これにつきましては三つございます。

一つ目が意欲的に家庭生活や社会生活にかかわろうとする児童の育成。二つ目が実践的・体験的な活動を通してといったようなもの。3点目が基礎的・基本的な内容がしっかりと身に付いた児童の育成ということでございます。

2点目がその他ということで、家庭科学習を進める上での配慮、表現上の配慮といったことについて研究しています。

全体的な特徴ということで、この3点から41ページの東書、42ページの開隆堂の2点が答申されました。

○委員長

家庭は、現行は開隆堂です。いかがでしょうか。

○高山委員

開隆堂につきまして、42ページの(1)－①四つ目の黒丸がありますが、「家庭生活と家族」のページ数が多く、「家族とのふれあいを楽しもう」という題材を設けています。これが前回も評価されております。今、家族、家庭というものが大変大きな話題といたしますか、課題になっておりますけれども、かなりページを割いていること。42ページにはないのですが、近隣の人々との生活を考えるというコーナーもあったり、エネルギー問題にも触れていたりしているということで、開隆堂が選ばれたわけですが、私はこれでいいのではないかと思います。

○委員長

開隆堂というお話でしたが、構成を見ますと調理について大変大事にしていると、本当かなと思うのですが、ページ数で見たり、あるいは回数で見たりすると調理を非常に大事にしていると。新潟市は食育を大事にしていこうということですので、そういう意味でも私は開隆堂を使っていきたいと思っています。

それでは、家庭は開隆堂を採択するということでよろしいでしょうか。

続いて、保健です。お願いします。

○学校支援課長

保健につきましては43ページから46ページにかけてでございます。43ページ研究の観点ということでございますが、1点目が「保健」指導における課題・重点等からということで、これにつきましては3点ございます。1点目が体育科改訂の基本方針から、2点目が新潟市「学校教育実践上の努力点から」、3点目が新潟市小学校教育研究協議会保健部の取組からということでございます。

そして全体的な特徴というようなことから、44ページの東書、45ページの大日本、46ページの光文、以上の3点が答申されております。よろしく申し上げます。

○委員長

保健で現在使われているのは大日本です。いかがでしょうか。

○高山委員

大日本図書につきまして、45 ページに書いてある上の方ですが、5年生のところ「心の健康」ということで4単元を取っていると。つまりこれは心の健康を重視していると言えるのではないかと思います。いじめだとか、不登校などにも無関係とは言えない心というものについて触れていくということが評価されていますし、また命に限りがあるという項目を設けて、命の大切さを訴えているテーマというところから、大日本図書を前回、選んだということでありました。異議はありません。

○委員長

大日本「心の健康」の分野を大事にしていると。また、「命」ということについて指導できるようになったということですがよろしいでしょうか。それでは保健については、大日本を採択します。

以上で、小学校の教科書の採択を終わります。

続いて議案第17号に入ります。第17号は、平成21年度に市立高等学校で使用する教科用図書の採択についてですがお願いします。

○学校支援課長

よろしくお願いいたします。これにつきましては3ページからということをお願いしたいと思います。3ページから28ページにかけてでございます。市立高等学校の教科書の採択にあたりましては、各学校がそれぞれの教育課程に即して、教職員の意見や希望が反映されるようにというようなことが基本方針ということでございます。そのようなことから、その結果を尊重して採択していただければありがたいと考えております。

それでは7ページの万代高等学校の選定についてお願いしたいと思います。万代高等学校につきましては、7ページから12ページでございます。7ページ、8ページ、9ページ、10ページの4ページにつきましては、来年度使用する教科書の一覧表という形で載せております。

11ページのところで、平成20年度と異なる教科書の選定理由ということで、現代社会から始まりまして、次のページのフードデザインというようなことで、全部で9種類ここにあるものと異なる教科書ということでございますが、よろしくお願いいたします。

○委員長

高等学校については毎年学校の責任において選定をしていると。そして教育委員会で採択するということになりますが、平成20年度と異なる教科書の選定理由が11、12に分かれて出て



おります。いかがでしょうか、ここについて質問等はございませんでしょうか。

一つお聞きしたいのですが、数学Ⅱ、数学Bも東京書籍となっておりますが、これは今までは東京書籍でなかったわけですか。その理由を今、調べてくださるそうですが、理由をお聞きするのは数学Ⅰと数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、Bなどは一つのセットになっているのかと。同じ教科で同じ高等学校で使う場合に、あの出版社、この出版社になるということは、前もお聞きした気がするのですが、何か少し違和感があるものですから、例えば小学校の採択がありました、小学校の場合1年から6年までみんな国語は同じという解釈ですが。

○学校支援課長

数学Ⅱにつきましては、今年の数学Ⅰで東京書籍を使っているというようなことから、継続性があるということになります。数学Bにつきましては、今年度、東京書籍を使っているということでございますので、数学Aという形で使っているということでございますので、数学Bも東京書籍ということで、発行者の方も結果的にあわせるということだと思います。

○委員長

教科書会社が同じであればつながりがいいということですか。例えばそうすると数学Cは違うのではないですかという話になるのですが、数学Cは数研というところで発行しているのですけれども。

○委員長

分かりました。順に送っていくので、来年になるともう一度検討されるということですね。数学Cというのは3年で使用するわけですね。分かりました。ありがとうございました。同じ教科書会社のものが評価についてはつながりが取れていいということです。

ほかに何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、万代高校の教科書については採択するということがよろしいでしょうか。お願いします。

続いて、高志高校お願いします。

○学校支援課長

それでは高志高校につきましては、15 ページから 20 ページまででございます。15 ページから 18 ページにかけては一覧表ということでございます。19 ページ、20 ページのところでは、平成 20 年度と異なる教科書の選定理由ということで、6 種類出させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長

6 種類が本年度から違うということですが、中には前年度の教科書がなくなったということもあって、これは出版しなくな

ったということですか。

その内容になりますが、何かご質問等ございますでしょうか。それでは高志高校は書かれているとおりに採択するというところでよろしいでしょうか。それでは採択します。

続いて明鏡高校をお願いします。

○学校支援課長

明鏡高校につきましては22ページから28ページまでということでございます。22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページにつきましては一覧表ということで提示させていただきました。そして今年度と異なる教科書につきましては1点ということでございます。

○委員長

これは1点だけですが、内容が改訂されたけれども、教育図書の書道Ⅲを使用するということですか。書Ⅲというのは、平成21年度使用教科書名「書Ⅲ」とタイトルや何かが変わったのですか。

○学校支援課長

今年度2年生が使っているものにつきましては書Ⅱというものになっております。今年度の3年生が使っているものが新書道Ⅲというもので、来年度に今年度とのつながりから考えると、今年と同じようなものということで書Ⅲということで選定をしたと。

○委員長

これはどちらも教育図書なのですか。

○学校支援課長

教育図書でございます。

○委員長

そういう意味だそうですがよろしいでしょうか。それでは明鏡高校の書道Ⅲを選定します。

○高山委員

高等学校の教科書について、全く採択に異論はないのですが、参考までにお聞かせ願いたいのですが、現在中学校の指導要領の改訂が問題になっております竹島について、高等学校にも当然指導要領があると思いますし、教科書にはそういった竹島についての記述が、今使っているもの、あるいは来年使うものについて出ているかどうかお聞かせ願いたいのです。

○学校支援課長

竹島に関する記述ということでございますが、例えば万代高校の帝国書院の地理B、地理A、そして政治・経済に関する清水書院でございますが、ここに記述が載っております。

高志高校につきましては、教育出版の地理A、先ほどと同じになりますが帝国の地理B。

明鏡高校につきましては、二宮出版の地理A、同じく二宮出版の地理B、清水書院の政経で竹島に関する記述があるということでございます。

○高山委員

地理A、Bには日本海に竹島が載っているということですか。

○学校支援課長	例えば記述としては次のような記述になっております。これは帝国書院の地理Aでございますが、日本の領土問題の中で、北方領土問題があつて、下の方に「また、島根県に帰属する日本海の竹島では領有権をめぐり、韓国との間で主張が対立している」といったような記述があります。これは地理Aでございます。
○高山委員	領有権で対立ということですね。 政治・経済はどうですか。
○学校支援課長	政治・経済では、清水書院、これは日本外交の課題というような中で、「沖縄県にある尖閣諸島（魚釣島）などや、島根県に属する竹島については、中国や韓国もそれぞれ自国の領土だと主張している」といった記述がございます。
○高山委員	教育図書の地理はどうですか。明鏡の地理も同じようなものですか。
○学校支援課長	教育出版の地理Aでは、国境線をめぐる問題ということで、「北方領土（歯舞諸島、色丹、国後、択捉）の島々や竹島の問題がある。同じく日本の固有の領土である尖閣諸島に対して中国が領有権を主張している」というような内容でございます。
○高山委員	尖閣については、「日本固有の領土」と書いてあるのですか。それは竹島にはかかっていないのですね。
○学校支援課長	これはこういう表現になっています。「日本にも固有の領土である北方領土や竹島の問題がある」。そして同じく「日本の固有の領土である尖閣諸島に対しては中国も領有権を主張している」と。
○高山委員	これは教育出版ですか。
○学校支援課長	これは教育出版の地理Aです。
○委員長	あとでその部分のコピーを高山委員におあげしてください。正確になるかと思しますので。
○高山委員	私たちは、来年度、中学校の教科書の採択をやらなければならないので、参考として、竹島についての情報を共有しておく必要もあるかと思ひ、あえてお尋ねした次第で、今、高等学校ではそういう立場で教えているということが分かりました。どうもありがとうございました。
○委員長	以上ですべて議案 17 号まで終わりたいと思ひます。
<b>第4 報 告</b>	
○委員長	第3は報告になりますが、新潟市教育ビジョン平成19年度施策評価の報告についてお願いします。
○教育総務課長	ご説明申し上げます。

昨年度より教育ビジョンを本格実施し、今回から全施策が評価の対象となりました。教育ビジョン推進委員会を経て、この7月に評価を完了いたしました。それでは、新潟市教育ビジョン平成19年度施策評価概要版に基づきましてご報告いたします。

○佐藤委員

その概要版というのは、以前、校園長全体研修会で報告されたものと一緒ですか。

○教育総務課長

ほとんど一緒でございますが。

○佐藤委員

では、必要ないじゃないですか。既に伺っていますので、逆に言えばそれ以外のところで進捗率が問題になっているところをご報告されて、これからどのようにやるのかということをお伝えの方がよろしいと思います。

○教育総務課長

分かりました。校園長会の際は、社会教育部門、生涯学習部門について記述を付け加えておりますので、その部分をご説明申し上げまして、ほかの部分は校園長会の際の説明で代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、5ページ8-(2)でございます。基本施策8、生涯学習を通じ学び育つ学習機会の充実から、施策(1)「主体的な学習を支えるシステムづくり」です。この施策は資料1の学習相談件数が89に留まったことで、施策評価も指標を下回りました。要因といたしましては、相談事業の周知不足が挙げられます。平成20年度は市報等による相談事業の普及啓発を図っていきたくと考えております。

続いて、8-(2)「学び育つ各世代への支援」をご覧ください。この施策は学びの扉に該当するものです。指標1市民大学の受講者数と2児童書の貸出数は指標を大きく上回りました。10月1日に開館した中央図書館「ほんぽーと」に約3万冊を揃えた子ども図書館を設置するとともに、児童図書館専任職員を配置するなどサービスを充実したことが貸出数の増加につながったと考えられます。

一方、ビジネス関連の相談件数は平成19年実績54県に留まりました。開館後間もないことで周知不足のため、当初の見込みを下回ったと考えられます。今年度はホームページや広報紙を利用して、ビジネス支援事業の周知を図っていきたく考えています。

失礼いたしました施策2-(10)です。3ページになりますが、そちらの青少年の健全育成につきましても、生涯学習関係でございますので、ここも説明をさせていただきます。2-(10)

の青少年の健全育成の推進でございますが、こちらは指標を大きく下回りました。青少年の家及び公民館での事業参加数が減少したものです。要因の一つとしてはふれあいスクールなど、土曜日に競合する事業が多くなったことが挙げられます。今後、事業の見直しを含めて検討を行いたいと考えております。

生涯学習につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長

そのほか、佐藤委員からお話あったのは、問題のところを指摘してどうしていくのかということの説明してもらえるかというお話でしたね。

○佐藤委員

施策2-(10)のふれあいスクールが土曜日に競合するということは、施設がバッティングして使えなかったということなのでですね。

○教育総務課長

事業が重なったといたしますか。

○佐藤委員

その事業が重なってもふれあいスクールは別に青少年と関係ないですね。使用施設がバッティングして、ふれあいスクールが優先使っているということじゃないですか。だから公民館での青少年の活動というものがバッティングして、その施設が使えなくて、参加人数が少なくなったと理解できますが、違うのですか。

○生涯学習課長

生涯学習課でございます。

今、さまざまな事業を展開するようになりまして、それが大体集中をしていますし、そういうことから時期をずらして、今後実施していきたいと、年間を通したスケジュールにしていきたいということです。

○委員長

ふれあいスクールが一方で行われており、一方で子供を集めて何かやる行事が計画されても、行く子供は大体決まっているということで少なくなりやすいということでしょうか。あるいは場所もちろんあるでしょうし。

○佐藤委員

そうであるならば、行く人が決まっているのであれば、ふれあいスクールに行こうが何に行こうが育成の推進になっているわけですね。だからこの施策を果たして分ける必要があるのかと。合体すればいいだけの話であって、これを分けてこちらは100点です、こちらは0点です、おいおいということになるわけなので、それは合体した方がいいですし、わざわざ分ける必要がない。逆に言うと、青少年というのは非常に管轄が広いので、高校生まで我々の管轄になっているわけだから、高校生のそういったものが、逆にいうと参加者が少ないことによって

コミュニティが作りにくいとか、例えば卒業式などになかなか集まらないという問題点があると思います。少しわけて考えていかないといけない。

○生涯学習課長

今、委員がおっしゃったことは、まさに学・社・民の融合の精神の事業のとらえ方だと思いますので、そういう形で見直しをかけていきたいと思います。

また青年については、全国的に低下の傾向がございますので、その辺も青年の家の職員とともに検討してまいりたいと思います。

○高山委員

今8-(1)の説明があったのですが、これは評価が1になっているのです。相談件数が減ってしまったと。相談件数が増えたとこの1の評価が高くなるのですか。これはどうもよく分からないのですが、相談件数が減ったということは、それだけ相談システムが充実したということではないのでしょうか。そうしたら逆のような気もするのですが、その辺の評価の仕方というのはどのようにお考えなのでしょうか。

○教育総務課長

教育ビジョンを作るときに、こういう指標をとということで3年間といいますか、平成18年度から平成21年度までの指標としてこれを挙げたわけです。これに従いまして、数値的なものとしてこういう結果が出ると。今の高山委員さんがおっしゃったとおり、これについて数値を評価自体に問題があるということでありましたら、再検討の必要があると考えています。

ただし、今年度は設定した数値にしたがって、その結果として数値が出てきたものに対して、数値的な評価をしたわけでございますけれども、そうすると1にならざるを得ないということでございます。これが妥当で指標であるかどうかはご意見に添いまして再度検討する必要があると考えています。

○高山委員

それは検討していただきたいと思います。

○委員長

ただ、今の時代ですので本当は学習相談の需要はけっこう多いのだらうと思います。ただ、なぜ予想したより少ないのか、周辺事情も探っていただきたいと思います。安易に目標を下げるのではなくて、周辺事情を探って検討していただきたいと思います。

○教育総務課長

実際に学習相談というのは、目に見えないところでという言い方を申し訳ありませんが、職員が実際に行っていたり、地域の中でリーダーが相談に乗っていたりというカウントできない部分がものですから、数字として表しにくかったということがあります。今、お話がありましたように、アウトプットではな

くて、アウトカムをどうやって表すかが非常に評価の難しいところですので、研究をさせていただきながら評価基準指標を決めていかなければならないと痛感しております。

○委員長

よろしくをお願いします。

○佐藤委員

8-(2)のビジネス関連の相談件数が54件というのですが、この傾向みたいなものはありますか。基本的にはビジネスに関するいろいろな課題というものは山のようにありまして、それがトレンドのように増えたり、減ったりしてしまうものですから、そのあたり54件の傾向というのはどういうものがあったのですか。

○中央図書館長

図書館でございます。はじめて図書館で、いわゆるビジネスに関連した相談を受けるということで幅が広がるございます。起業・創業のあたりから、今現在経営されていることについて、非常に初歩的なものが多いのですが、さまざまな相談内容がございます。特に今年の3月から起業・創業相談、経営相談みたいなものも始めておりまして、実際に中小企業診断士をお願いして、経営相談などもやっております。月に1回程度なのですが、だんだん周知されてきまして、ニーズの促進につながるのではないかと考えております。

確かに件数としては、まだ認知不足で少ないのですが、これから外に出向いて大いにPRしていきたいと考えておりますので、多分この目標値に近づけることは可能かと考えております。

○佐藤委員

相当多岐にわたっていると思いますし、公的な機関がこういうことをやるというのは、特に図書館がやるというのはなかなかおもしろい企画だと思います。是非お願いしたいと思います。

○中央図書館長

今、IPC財団ですか、そこと中小企業診断士会とタイアップしながら、そういった相談会をやっています。図書の情報も併せて提供するということです。

○教育総務課長

最初にご説明申し上げればよかったのですが、8ページのところに教育ビジョンの推進委員からの主な意見・要望ということで、実は施策2-(10)と2段下の施策8-(1)、8-(2)というところが校長会のときに説明を加えなかったところがございます。今ほど、委員さん方からご指摘のあった、あるいはご質問のあったようなことがここに書いてございますので、それにつきまして教育ビジョンの推進委員の会議のときに答えてあるものが載っておりますので、あとでこれを見ていただきたいと思います。申し訳ございません。先にご説明申し上げればよかったのですが、失礼いたしました。

○委員長

8ページ、9ページに渡って載っていることについて、最初の説明があればよかったと。いずれにしろ数値が、教育ビジョンは非常に多岐にわたっておりますので、この数値が本当に適当なのかどうかということ。数値といいますか、私がいうのは、それはどうしたって段々増えていくだろうと。新潟市は努力してそれを減らすことにしたのだと。そのためにこれぐらいの予算を盛って、これぐらいの力をかけたというならば分かるのです。

例えば教員のところの相談です。社会趨勢ではどんどん増えていると。それを減少しなければ、いつまでも1だとか、2だということであれば、本当にそれは指標としていいのかという判断を下さなければだめだろうと思いますし、マイスターに昨年かかわったものですから、6人だとマイスターは2になっていたかと思いますが、本当に2なのかという。そういうことを考えているならば、そこを最初に話して、そういう成果はいっぱいあるというのか、あるいはそれでもやはり2なのだということなのか、そういうあたりが数値だけでどんどん一人歩きしていくと問題があるなという気がするものですからお話をしたのですが、検討してみてください。

○高山委員

この教育ビジョンの評価について、校園長会で概要ということで説明されたのです。教育ビジョンというものは我々が設定したものなのです。したがって概要だけでは納得いかないのです。きょうの会議でもこれだけの資料を各項目に付けて下さった。これについてきちんと報告をしてもらえないことには、概要だけでは教育委員会としては納得いきませんので、校園長会は別としましても、我々としては一つひとつ、あの時間ではあの場でも質問も何もできません。

説明したから終わりということではなくて、これらもきちんと対応してほしい。私たちの意見も、実際読んできたのですが、時間もないので、質問も何もできないということではどうかと思います。やはり教育ビジョンというものについて重いものだということを事務局も認識していただきたいのです。私たちはこれについて、これだけちゃんと資料をつけてくださったのだから、それに対して意見を言わなくてはいけないと思っております。今日は時間もありませんので、また個別にお話を伺うかもしれません。今後は是非そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

○委員長

その点よろしくお願いいたします。



○生涯学習課長

機会があるごとに部分でよろしいですので、取り上げて協議ができるような場を作っただけであれば、全部ずっとということでもないわけですので、問題のところを教育委員会はこう考えているのだと、だから予算化をこのように図っていきたいと、教育委員も協力してくれというような投げかけは非常に大事かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは続いて、人権教育推進のための調査研究事業について報告いたします。よろしく願いいたします。

生涯学習課でございます。ペーパー1枚を用意させていただきました。人権教育推進のための調査研究事業という表題を付けてございます。

この事業は文部科学省が社会教育における人権教育推進のための学習機会の充実方策等について実践的な調査研究を委託するという形で、企画競争を前提として統合する事業を行いました。実施にあたりましてはここにあります(1)の調査研究委員会の設置、(2)の研究のためのモデル事業を実施するという二つが要件となっております。

実は今年から民間団体が主体となって企画競争に参加できるということがございまして、今年2月にNPO法人の「女のスペース・にいがた」が公募いたしました。5月にその委託研究事業が採択されたところでございます。ただし、行政を含む協議会を作ることと実施のための調査研究委員会を作ることが条件とされておりまして、この資料の5番目の組織のところにあります、一つは「にいがた思春期人権教育推進協議会」及び「調査研究委員会」を結成し事業を実施するものです。協議会と研究委員会の関係は、丸く書きましたけれども、図のとおりでございます。

1番の「にいがた思春期人権教育推進協議会」の方は、この委託金を受けるための母体でございますし、研究委員会という方は事業を具体的に推進していく組織となります。構成は補助要綱の分類に従いまして学識経験者、行政関係者、民間団体といたしまして、文部科学省所管の生涯学習政策局社会教育課がこの委託事業の所管で、また人権教育が生涯学習の重要な分野でございますので、教育委員会では生涯学習課と中央公民館が協議会の協議会の行政の窓口とさせていただきました。

戻りますけれども、(3)の委託金でございます。受託金額としては214万3,000円、それから受託期間は表記のとおりでございます。事務局につきましては、「女のスペース・にいがた」

が務めます。受託金の収入・経理・会計処理は事務局の「女のスペース・にいがた」が務めます。会計監査は協議会の別役員が行うこととしております。決算報告については協議会で議決を経まして、文部科学省に報告をすることになります。

事業概要についてですけれども、一番下の6番でございます。事業内容につきましては、デートDVについて高校生の意識と実態を調査したいということでございます。意識と実態を調査するとともに、その結果を活用した啓発活動を行うこととしております。DV防止法、いわゆる配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律が平成16年に改正になっております。

身体的な暴力だけでなく、身体的な暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も対象になります。法律では婚姻関係の場合のみが想定されております、近年では高校生や大学生などの間でも大人と同様なことが起こっているという状態です。それをデートDVと言いますけれども、その件数が増えているものと思われています。暴力の種類は様々で、身体的暴力はもちろん、精神的暴力や性的暴力もあると言われております。そうしたデートDVに関する高校生の意識や実態を調査し、結果をまとめ、大学にお願いして分析したうえで、それを啓発のために活用していくことが主な事業でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長

ご質問等ございますか。

○佐藤委員

民間団体の「北京JAC・新潟」とは何ですか。

○生涯学習課長

北京JAC・新潟さんは1995年ぐらいだったでしょうか。北京で世界女性会議というものがありませんでした。それ以来、そこに出席した全国の女性が、しかもそこに新潟から行かれたからもおられまして、新潟にも支部がございます。

○佐藤委員

このNPO法人とこのメンバーはオーバーラップしていませんか。

○生涯学習課長

していません。

○佐藤委員

全然していませんか。

目的がよく分からないのですが、これで何をしたいのですか。

○生涯学習課長

事業の目的は先ほど申しましたように、今非常に問題となっております配偶者ではなくて、主として高校生、中学生にも見受けられるのですが、デートDVの実態を調査し、そして子供たちの意識を調査しながら、それを男でも女でもなく両性にあるのですが、その問題点を明らかにして、啓発資料を作っていくということが、この団体もそうですし、文部科学省も一つ

の人権に対する意識と言われております。

○小池委員

少しこの形態がよく分からないのですが、応募したのはNPO法人の「女のスペース・新潟」ですね。でも調査研究の実施組織としてはここに挙げてある構成のところの【事業主体】の右側の【調査研究の実施組織】、ここに挙がっている学識経験者・団体、行政関係、民間団体、調査研究を全員で実施するわけですね。そのときの役割分担といたしますか、実質的にはどこがやることになるのですか。

○生涯学習課長

主体的に動かれるのは「女のスペース・にいがた」さんが動いていかれますが、実際に仕事を進めるのは協議形式で、皆さんで協議をしながら調査の内容、アンケートの内容をどこにどのように配付し、回収したものをどう分析するかにつきましても、一緒に協議をしていくという形を取らせていただきます。

○小池委員

一緒に協議をするということは、事務局をNPO法人「女のスペース・にいがた」が務めて、いろいろな案を作成したり、提案を出して、協議会で合意を取りながら進めていくということですか。

○生涯学習課長

おっしゃるとおりです。

○小池委員

そうすると、実施組織もそういうことになっていて、事業主体という協議会の方とはどういう関係になるのでしょうか。

○生涯学習課長

これは文部科学省の指示といたしますか、委託を受ける際の母体として作ってほしいと。組織として二重になっているようですけれども、そういう趣旨が応募要項にありましたものですから、それに沿った形で委託を受けるための組織として作らせてもらいました。

○小池委員

実働部隊は「女のスペース・にいがた」で、実施組織のほかの団体というのは、どちらかというとアドバイザーであったり、承認する団体ということですか。

○生涯学習課長

研究協議会の方は、まさに形を作ってお金を受けようということなのですが、2番の研究委員会の方は「女のスペース・にいがた」と一緒になって研究をするために協議をしていく。ですが、主体的に動かれるのは、その中でも「女のスペース・にいがた」さんが動かれるというように解釈いただければよろしいです。

○高山委員

企画競争とおっしゃいましたが、要するに文部科学省が人権問題に取り組むために、いろいろなプロジェクトを立ち上げたい、研究調査をしたいけれども、どなたかおられませんかという公募をしたわけです。その公募はどのようなかたちでなされ

	たのですか。例えば市報にいがたを使ったとかそういうことではなくて。
○生涯学習課長	国の企画競争の公募は文部科学省のホームページで出されました。
○高山委員	「女のスペース・にいがた」は趣意書を出さなければいけないわけです。それにはいわゆるデートDVというものが書かれていたのですか。
○生涯学習課長	そのとおりでございます。
○高山委員	いろいろな人権問題がありますね。その中でデートDVを提唱したのは「女のスペース・にいがた」であったということですか。
○生涯学習課長	そのとおりです。
○委員長	デートDVを調査するという事は、文部科学省の方の研究委託の条件みたいものではないのですね。
○生涯学習課長	デートDVに限らず人権問題が広く言われております。その中で様々な人権問題について公募がされたのですが、採択したものはさまざまあったと思いますが、ほかのものは情報として持っていませんけれども、新潟はデートDVは必要だねと、その研究事業に意味があるねということで、おそらく採択してくれたのだらうと思っています。
○高山委員	そうすると、文部科学省で決めてやりましょうと、これにはやはり協議会を作らなくてはいけないということで、文部科学省から新潟市教育委員会等におりてきたわけですか。
○生涯学習課長	そのとおりです。
○高山委員	ここを通過して出てきたわけじゃないですね。
○田中委員	委託期間というものが決まっているわけですよ、平成21年度の3月16日までと書いてありますけれども、この間に高校生の意識調査を行うと。その後も学習プログラムを開発したり、出前授業を実施したりということに関しては、「女のスペース・にいがた」などはかかわらないのですか。
○生涯学習課長	意識調査の報告書をまとめ、そしてそのダイジェスト版を仕上げ、それを使って出前授業を実施するところまでできればやりたいと思っています。
○佐藤委員	この出前授業は誰がやるのですか。
○生涯学習課長	この団体の皆さんです。
○佐藤委員	「女のスペース・にいがた」の皆さんが出前授業をやっていくということですか。
○高山委員	趣意書をお読みになりましたか。書いたものがあるはずなの

ですけれども、そのときになぜデートDVになるのかという説明がありましたか。なぜ新潟でそうなのか。何か納得するものはありますか。

○生涯学習課長

先ほど申し上げましたが、今、夫婦間のDVは、DV防止法の中できちんと法律で守られています。しかし、子どもたちの、未婚の場合のDVは、それを保障する場所がない。その実態はどうか、そして子供たちの意識はどうかを知る手立てがない。そのために調査をしたいということについては、非常に重要なことだと、これは大きな人権問題ではないか。人権にかかわる問題だろうということで、全国に先駆けているかどうかは調べないと分かりませんが、実際には民間団体でもやられているので、こういった調査活動を行われることについては、非常に有用的であろうと考えています。

○小池委員

私も今の事務局の発言は納得できるものだと思っていますし、今、夫婦間のDVは非常に大きな社会問題にもなっていますけれども、そういうことを防止していくためにも、もっと若い年代からもそういうことに対する意識を高めていくことは非常に重要なことだと言われておりますので、その研究テーマ自体はとてもいいテーマであり、それゆえに文部科学省も採択しているのだと思います。

ただ、この説明だと委託金額は、なぜ 214 万 3,000 円なのかとか、それから実際の事業を行うときにどこがやって、行政の方がどこまで仕事をやらなければいけないのかということが少し不明確なので、私はその辺をお聞きしたいと思いました。テーマ自体については、男性と女性とは観点が違うかと思うのですが、非常に大きな人権問題として、重要なテーマであるとは思っております。

○委員長

時間もあまりありませんので、経過の中で新潟市だけで決めるわけではないですから、諸団体が入っている、いろいろな立場の方が研究に携わるわけですので、進行の具合等について、私たちも大変興味がありますので、また報告していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは続いて、新潟市教員採用の状況について申し上げます。

○教職員課長

教職員課でございます。よろしく申し上げます。

ご承知のとおり、大分県の教員採用試験をめぐる汚職事件を発端に、教員採用検査のあり方をはじめとして、さまざまな問題が全国に広がり、教育行政の根幹を揺るがすようなできごと

が続いております。

新潟市が昨年度から行っています教員採用選考検査が適正に行われているのか、本当に大丈夫なのかとご心配されている方もいらっしゃると思いますので、直接の担当課である教職員課の方から、昨年、今年と実施しております教員採用選考検査についてご報告いたします。

まず、現時点では教員採用選考検査及び管理職選考検査などに絡み、口利きや付け届け、点数の改ざん、議員等からの合否結果の事前通知の依頼が行われたとの報告はございません。しかし、今回の事件の重大性に鑑み、昨年度実施した教員採用検査及び管理職選考検査に直接かかわった全職員に対して、教育総務課が早急に当該事実の有無を面接により調査確認することを予定しております。

教員採用検査の所管課すべては教職員課であります。検査問題作成から検査実施、採点、そして採用者決定まで、各過程に応じて他課の職員の協力を得たり、2次検査の面接官には民間企業の人事担当者からも入ってもらったりしていますが、その際には三親等以内に受験者はいないかということを確認のうえで採用業務に携わってもらうようにしております。

また途中の成績改ざん防止を図るため、採点、評価については複数の検査官が行うとともに、筆記や実技など、各検査責任者が作成した検査結果一覧を成績集計時に2部作成し、教育次長と所管課とが別々に保管をすることとしています。そして最終の合否の判断は受験者の指名を伏せた成績一覧表によって教育次長及び教職員課が一件審査を行い、教育長の決裁を受けることとなります。

これまで新潟市の文書分類にかかる保存年限判断基準表に基づき、答案原本については、県に合わせ1年保存としていましたが、今年度からすべての関係書類を人事委員会に合わせ3年保存に変更いたしました。また、選考検査の問題及び回答については、市政情報室にて開示していますし、受験者への情報公開については、不合格者に対して合否結果に合わせて再チャレンジする場合に、どの検査項目で努力が必要かを通知していますが、今年度は通知内容をより具体化していきます。

また今後、得点や順位を受験者に通知することも含め、県と協議してまいります。

皆様ご承知のとおり、新潟市は新潟市における法令遵守の推進等に関する条例、コンプライアンス条例を平成17年10月か

ら施行し、公益目的通報制度を設け、違法不当な行為を職員が通報する制度を整え、職員研修を重ね、条例の中立な履行に心がけております。このことにより、違法不当な行為を芽のうちに摘み取り、重大事件に発展することを防ぎ、市民への利益の被害を最小限に食い止めることが可能であると考えています。今後ともコンプライアンス条例の励行による公益目的通報制度の職員への浸透徹底を改めて行い、何よりも公正・公平・透明性の確保を常に心がけ、業務を推進してまいります。

以上、報告といたします。

○委員長

教員採用について、現在のシステムやあるいは教職員課の決意等は含まれていたかと思うのですが、何か質問・ご意見ございませんでしょうか。

○高山委員

文部科学省が現在、教員採用にあたる各教育委員会に実態調査を行っているのですが、この新潟市も来たのですね。その項目の中で、今後検討しなければならないということはありませんか。

○教職員課長

調査内容はかなり多岐にわたっておりますが、これから一番考えていかなければならないのは、採用選考基準の公表についてかと思えます。

○委員長

よろしいですか。

○高山委員

今、いわゆる公表しているのは試験問題、これは公表されていますよね。それから模範解答というものはいかがですか。

○教職員課長

公表しております。

○高山委員

そうすると、選考基準にはしていないということですね。

○教職員課長

しておりません。

○委員長

ほかにございませんか。

○高山委員

これから全関係職員と面接を行って、口利きとか、いわゆる合否の事前連絡について事情聴取を行う。したがって今のところは出ていないけれども、ひょっとして出てくるかもしれないという危険性はあるのでしょうか。

○教職員課長

担当課の教職員課としては、一切ないと考えております。

○委員長

その面接調査は、誰が面接するわけですか。

○事務局

今のところはその試験採用等に携わらなかった職員、それから人事委員会等の委員さん方にも加わっていただく必要があるのかということで検討を進めようと思っております。

○委員長

まだ、はっきり決まっていないということですね。

○教職員課長

早急に今、調査内容、日程等を詰めているところでございます。

○委員長

教育委員会外にもお願いする場合もあると。

○事務局

必要があれば、それを決めたいと思っております。

○小池委員

この問題は大分県に限ったことではなくて、多分日本社会で広く行われていた、いいことではないと知りながら、実際的には行われたことだったのではないかと認識しているのです。そういう意味では、皆さんが教育委員会として教員採用を行ったことは昨年からということ、非常に新しいということ、もう既にコンプライアンスということが非常に大きく問題になってきたところですので、そういう意味では慣習にとらわれずにきちんとやってくださったのではないかと、とてもいいタイミングであったのではないかと思いますので、これからもコンプライアンス遵守ということをやっていただきたいと思っております。

私としては、教員採用だけでなく、そのほかの職員採用にかかわっても過去は、現在はあるのかどうか、どの時点で断ち切ることができたかということにははっきり分かりませんが、そのほかの職員の採用、教育委員会のほかの職員の採用あるいは非常勤の職員採用というところにおいても、きちんと公平・公正・透明性の高い採用をしていっていただきたいと、今後のことについて強くお願いいたします。

過去の調査については、実際は調査するといっても、教育総務課の採用に携わらなかった方といっても、やはり内部の人間であることにはかわりはないので、そういう意味で世間一般に調査結果に対しての信頼性をどこまで得られるかということについては若干疑問はあるのです。けれども、過去のことというよりは今後のことで、そういうことを教訓にこれからのことをきちんと見ていただきたいと考えております。

○高山委員

今後は選考基準、それから成績の開示です。成績順の一覧表を作って、それは県と協議をするというお話ですよ。それが今後の一つの課題になっているわけです。それを開示するかどうかということ。それはいろいろな観点があると思っておりますので、是非総合的にご判断いただきたいと思っております。

コンプライアンス条例があり、その中の通報制度というのは、例えばどなたかが「あの人を何とかしてくれ」と頼まれたということ、上司等に報告するということですか。

○教職員課長

青い冊子のコンプライアンスマニュアルなのですが、この中にはそういった不当な要求をしてきた人があったという事実を



法令遵守審査会にお二人の弁護士と法学部の教授がおりまして、その3名の方に職員から直接通報するという制度になっています。

○高山委員

審査制度というものがあるのですね。

それからもう一つ、採用ではなくて管理職登用試験についても、いろいろな疑惑が持たれているわけですが、新潟市教育委員会の場合も管理職登用試験を行いますよね。この点についてはいかがですか。

○教職員課長

管理職の選考検査につきましても、政令市移行とともに人事権がまいましたので、昨年度から実施しておりますけれども、基本的には採点の仕方であるとか、面接検査のやり方であると、最終的な内定者の決定等につきまして、手続きにつきましては、先ほどご説明したような教員採用選考検査に準じた形で行っております。

○高山委員

今まで口利きも事前連絡その他もなかったということによろしいのですか。

○教職員課長

ございません。

○委員長

ほかにいかがですか。よろしいですか。

教育の仕事、それこそ信頼の上に成り立っているということですが、その根本をなす採用関係で一般市民に疑義を持たれるということは仕事ができないということになるわけですので、教職員課または否応でもその仕事をやっていかなければいけないわけですので、そこは充分配慮して、一つ仕事に頑張ってもらいたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは以上で新潟市教員採用の状況について終わります。

横浜市・新潟市教員人事交流計画についてお願いします。

○教職員課長

お手元の資料 68 ページをお開きください。

○委員長

失礼します。少し早めにできますか。まだあるようですので。

○教職員課長

平成 18 年度から検討を重ねてまいりました、横浜市・新潟市の教員人事交流の実施計画でございます。目的はそこに書かれていますように、横浜市の優れた教育実践を学ぶ新潟市の教員の意識改革、資質向上を図るということでございます。

実施方法ですけれども、そこにありますように今年度 5 名の教諭を横浜市に派遣いたします。昨年度マイスター認定されました 6 名中 5 名、一人は教頭ジョニンとなりましたので、それ以外の教諭でございます。すべて 42 歳から 45 歳までの 40 代の方で、今も新潟市で中心的な役割を担っている教諭でございます。

派遣形態につきましてはそこに書かれてあるとおりです。

実施時期ですが、11月11日から15日までの5日間と考えております。この週にちょうど「学校を開く週間」というものを横浜市がやっております、その中に組み込んでもらうという形です。最終日が15日土曜日なのですが、校長の方から出張を命じ、代休措置を取る予定です。

研修内容につきましては、まだ現在、担当者同士で内容について詰めているところでございますが、69ページにありますような教育センターにおいて、新潟市の学力問題について、また横浜市の現状と取組と比較し検討するとか、なおセンターと指導主事の研究活動へ参加するとか、パイオニアスクールよこはまは50何か校か指定されているのですが、その学校に出向いて授業を実際に見てくるという内容を考えております。

最後になりますが、その他としまして、今回は新潟市の方から5名が横浜市を訪れるという形になってはいますが、現段階では横浜市としましては、受け入れるのは構わないけれども、横浜からの派遣については、今段階では難しいという回答を得ております。今回の研修をきっかけとして、横浜市・新潟市の教育ネットワークの構築を図っていきたくと考えています。

○委員長

何かご質問ございますでしょうか。

○高山委員

マイスター6人のうち一人は教頭先生になられたと、それで行けないということですか。6人のうち5人。

○教職員課長

今回は教諭の交流と私たちは考えておりました。

○高山委員

横浜が難しいという理由は何ですか。

○教職員課長

一番大きなことは予算の面だと言われました。

○委員長

横浜との人事交流は昨年からの課題になっていたようですが、突破口の役目を果たすでしょうか。新潟市から5人派遣して研修を積んでくるということでございます。よろしく願いいたします。終わります。

続いて、小中一貫校検討会中間報告をお願いいたします。

○学校支援課長

大変申し訳ございません。小中一貫校というような表題でございましたが、「小中一貫教育一貫校検討委員会」ということでございます。大変申し訳ございませんでした。

資料につきましては、本日配付のものでございます。1ページから4ページまでございます。1ページ目が設置要綱についてでございます。2ページ目が検討の体制ということでございます。3ページ目が委員会の委員の名簿でございます。そして4ページ目が日程ということでございます。それでは説明をさ

せていただきます。

教育ビジョンならびに五つの学びの扉の中では、校種間連携の推進ということで、教育課程や学習環境、学校生活に連続性を持たせる一貫教育を行うということとしております。このことについて、新潟市の目指す姿、教育課程等の基本的な考え方を明らかにし、一貫校の設置の検討を目的に昨年度末から準備を進め、今年度に入り小・中学校一貫教育・一貫校検討委員会を立ち上げ検討を進めているところでございます。

検討委員会は資料の委員名簿3ページでございしますが、一般公募委員を含めまして9名で構成されております。委員長には新潟大学の大浦容子教授がついています。

資料の審議日程のとおり、これまで5月、6月と2回の検討委員会が開催されました。委員会における検討事項は大きく2点でございます。

一つには新潟市57の中学校すべての中学校区で行われる一貫した教育の基本的なあり方、基本方針について。そしてもう1点は新潟市における小中一貫校についての設置にかかる基本的な方針についてでございます。

今月30日に3回目の検討委員会が開催されますが、ここでは検討委員会としての、これまでの検討事項についての報告書を作成し、パブリックコメントを踏まえたうえで教育長に検討結果について報告をしたいと考えております。

これまでの検討委員会での検討では、一貫教育についてはこれまで行ってきた各中学校区を単位とした連携と一貫指導の取組をさらに公正なるものへの改正します。また小中一貫校については、設置するのであれば、市内全小学校へ就学の子供たちが一貫校への入学について同等の機会を与えられることを前提として考えなければならないといったようなものでございます。30日での検討委員会での検討を受けたうえで検討結果については定例会開催におきましてご説明してまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長

これは今までにも何回か開かれていますか。

○学校支援課長

今年度でございますと2回。

○委員長

そしてこの30日に開かれて結論を出すわけですね。それで8月31日までがこの要綱の期間となっているわけですが、いかがでしょうか。

○小池委員

小中一貫校はいいということで検討委員会を開いたと思うのですが、もしやるとなりますと1区がまず立ち上がるのでしょ

うか。複数の小中一貫校になるのでしょうか。

○学校支援課長

具体的なものにつきましては、この検討委員会で検討いたします。例えば新潟市に一つつくるということであれば、学区の問題がおそらく出てくると思っています。新潟市は大変広うございますので、そういったような問題もあります。

○委員長

まだそこまでは具体化していないということですね。

○学校支援課長

問題点としてあるところです。

ほかにございませんか。それではまた7月30日に会が開かれるということですから、経過についてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、正当な理由なく就学させない保護者への対応について。

○学校支援課長

資料の方は71ページでお願いしたいと思います。6月2日以降に判明したことや、その対応について配付しました資料にまとめております。

まず経過状況でございます。前回ご説明しましたように、平成20年5月下旬督促書の発行について、新潟日報や毎日新聞で報道が行われたことをきっかけに各新聞社あるいはテレビ局等でもこの問題が取り上げられました。そうした中、就学させない保護者側から記者等を通じて「不登校なのに督促書を出すのはおかしい」との連絡がありました。督促書には正当な理由がないのに欠席していると記載されているため、不登校は正当な理由であるとの見解であります。その後、6月5日に保護者3名が来庁しまして、面談する中で、休んでいる児童が同じ施設に通室していることが分かりました。6月9日から当初の予定どおり就学させていない保護者との個別面談を開始し、連絡が取れない1名を残し終了しています。

次に、教育委員会が不登校と区別して対応している理由について説明いたします。現在、保護者は私どもとの面談や報道を通じて、子供が登校を渋っている不登校であり、親として登校させる意思はあると主張しております。しかし過去には次のように発言していることなどから、教育委員会として正当な理由なく就学させていないと判断し、督促書の発行に踏み切ったものであります。

例えば入学予定の保護者と教育委員会学務課の電話記録では、全く同じ内容の電話が同じ日に二人の保護者からありました。内容は「家庭の方針で学校に通わずに家で教育することにした。元教師に勉強を教えてもらうなど、公共の学校でない

方法を考えている」というものでありました。また、別の当時小1の保護者は、1月17日の校長との面談の際に、子供の教育に保護者がもっとかかわっていくべきだと考え、子供を登校させていない。今後、子供の教育については、自宅等で保護者が行うなどと話しています。

学校ではこうした訴えに対し、保護者の就学義務や問題の解消に向けた提案を丁寧に行ってまいりました。しかし、情報が改善されないまま督促書を発行するに至っております。

次に面談等を通じて分かった、当該児童生徒の現在の状況などについて説明いたします。登校していない児童生徒は、現在秋葉区天ヶ沢新田で工場施設を後利用した施設に通っております。施設の名称は「P&T」といい、保護者の一人である渡辺真由美さんが代表者となっております。「P&T」とペアレント・アンド・ティーチャーの頭文字ということのようでございます。児童生徒は朝9時ごろ施設に集まり、教科書やドリルを使った学習、外部講師による英語活動やスポーツ、創作活動などを夕方まで行っているとのことでございます。現在約25名の児童生徒が学校には登校せず、この施設のみ通室しております。多くが喜んで通室しているとのことで、その様子の写真が保護者から教育長に届けられております。

なお「P&T」は4月にホームスクーリングサポート鈴木塾」として開設しましたが、今回の報道騒動後、改名しております。施設の所有者鈴木優子さんは東区山木戸に幼児教室「m i c o t o o - c o l l e g e」を開設しております。

次に面談を通じて分かった就学に対する保護者の考えについて説明いたします。保護者は自分たちで県内初の私立小中一貫校を作りたいと考え、2月ごろから県の文書私学課や市の企画調整課等を訪れ、私立学校の開校手続きと市之瀬小学校廃校跡の施設の後利用について問い合わせを行っています。4月のホームスクーリングサポート鈴木塾開設当初は、施設の関係者と地元天ヶ沢の自治会長との面談会で、目的は自宅学習の子供の勉強、運動をサポートすること、また我が子の学校を作りたい親をサポートすることと説明しております。また、4、5年ここで実績を作って、学校法人の認可を受けたい、できれば学校を秋葉区に作りたいとも話しています。

さらに不登校の子供を預かってほしいと話したところ、一定程度の学力がないと入塾は難しい、学ぶ姿勢のない不登校の子供は預かるのが難しいので他を紹介すると言われたようです。

現在は、保護者は子供が学習を続ける場であるフリースクールとしております。また、親として就学させる考えはあると答えていますが、子供が学校に行きたくないと言っており、子供の意思を尊重したいとの主張を繰り返していることから、問題の解消に時間を要すると考えられます。

次に今後の対応について説明いたします。学校においては保護者との面談を継続しながら、教育委員会や関係機関と連携し、家庭訪問や放課後登校など、施設から学校へどのようにつなぐか十分に相談してまいります。教育委員会としても保護者との面談を継続して、児童生徒の状況を見極めてまいります。

さらに「P&T」に対しては登校を前提とした対応について働きかけていきます。

最後にその他として、今回出席していない児童生徒と保護者の多くが「micotocollege」に通う、または保護者自身がかかわっていることが分かりました。現在「micotocollege」に50名程度の幼児が通室しているという情報があり、仮に「micotocollege」に通うことが就学しないことにつながっているとすれば、次年度以降も同様の児童の増加が予想され大きな問題となります。このため、7月17日に関係する健康福祉部のこども未来課や保育課、公民館、区の健康福祉課などと情報の共有化を図りながら対応、検討していくというところでございます。

○委員長

正当な理由なく就学させない保護者に対応についてということでご説明いただきましたが、なかなか解決の難しい問題だと思います。ご質問等いかがでしょうか。

いずれにしろ一人ひとりの保護者と学校あるいは教育委員会が連絡できる体制をとっていくと。お互いに意思を伝わさなければ通学など望むべきもないわけですので、連絡を取り合いながら関係を強めていくと、つらい仕事ですがひとつよろしくお願いいたします。

○高山委員

これも違法行為であるということは確かですか。そういうことでよろしいのでしょうか。これだけ確認させてください。

○学校支援課長

憲法及び教育基本法等からして違法であるという認識です。

○委員長

それでは急いで申し訳ありませんが、「(仮称)新潟市子どもの読書活動推進計画」の策定についてお願いします。

○中央図書館長

中央図書館でございます。恐れ入ります。子ども読書活動推進計画の策定について、次の72ページ、73ページの見開きになっております。この計画の策定については、子どもの読書活

動の推進に関する法律に基づくものでございまして、併せて本市の教育ビジョンの実施計画にも掲載しているものでございます。策定の背景や位置づけについては、72ページの1背景と2位置付けと性格をご覧いただければと思います。

併せて3の計画の範囲については、教育の分野に限らず広範な分野が連携した取組が大切であるということから、市長部局の関係課を含めた全市的な計画にしたいと考えております。

それから計画の策定について、本年度・来年度の2か年で策定し、計画期間については平成22年度以降平成26年度までの5か年にしたいと考えております。

それから73ページの5の策定組織についてでございますが、子どもの読書活動に関係する各分野の有識者で構成する有識者会議を設置し、ここを中心に計画づくりを進めたいと考えております。構成メンバーとしては、想定しておりますのは大学の研究者、小中の校長先生、あるいは児童文学作家などを想定しております。

次に庁内の体制ですが、教育委員会の関係課ほか保育課など16課・機関で構成し、中央図書館が事務局を持たせていただきたいと思いますと考えております。

策定のスケジュールについては、この秋口には有識者会議を立ち上げたいと考えておりますけれども、それまでに今現在、行政の各課が所掌する現状と課題を抽出して整理したいと考えております。今、作業中でございます。

併せて来年の春の読書週間のあたりには中央講師を招いての市民フォーラムを開催し、意識啓発と併せて参加者のご意見を聞くような場を設けたいと考えております。本市では教育ビジョンの策定、中央図書館の開館、4月から学校図書館支援センターを試行的に設置するなど、子どもの読書環境を取り巻く環境が変化しておりますけれども、これらを踏まえたうえで幅広い市民、関係者の方々のご意見を反映した豊かな計画づくりをしてまいりたいと考えております。雑ぱくで簡単でございますが、以上でございます。ご指導よろしくお願いたします。

○委員長

ご質問等はございますでしょうか。

○高山委員

そんなに難しいお話ではないのですが、なぜ2年もかかるのか、私たちよく分からないのですが。

○中央図書館長

計画づくりになって、確かに机上で書くということについては簡単かもしれませんが、こういった計画については市民の方、あるいはボランティアの方々、家庭、そういったところに意識

啓発という意味で浸透していかせるということが大事かと思  
いますので、例えば有識者会議，庁内の検討委員会だけではなく  
て、各方面にこういった素案をお諮りしながら、例えば五つあ  
る中央図書館の協議会ですとか、読み聞かせのグループもたく  
さんございますので、そういった方々のご意見を聞くとか、そ  
ういった過程を通じて作り上げたい、少し時間をかけながらと  
思っております。

○委員長

もう既に庁内検討委員会はできているのですか。

○学校支援課長

庁内の検討委員会については、16課・機関で一度顔合わせを  
しております。

○委員長

そして有識者会議は11月。

○学校支援課長

そうですね。はっきり言って11月ごろに発足させたいという  
ことです。

○委員長

それまでに現状と課題の整理を庁内検討委員会で行うという  
ことですね。ご苦労様ですが、ひとつよろしく願います。

以上で、読書活動推進計画の策定について終わります。

#### 第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

8月定例会は、8月27日（水）午後2時から、9月定例会は  
9月2日（火）午前9時半からでお願いしたい。

○全委員

全員異議なく了承する。

#### 第6 閉会宣言

○委員長

午前11時50分、閉会を宣言する。

（非公開部分）

（議案第15号 職員の人事について審議し、可決する。）

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員